

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示		所管課(室)名
・一般競争入札の参加者の資格等		管 財 課
・一般競争入札の参加者の資格等(2件)		スマート県庁推進課
・指定公金事務取扱者の指定		原爆被爆者援護課
◎ 公 告		
・一般競争入札の実施		管 財 課
・一般競争入札の実施(2件)		スマート県庁推進課
・土地改良区の定款変更の認可(4件)		農 村 整 備 課
・測量の実施(3件)		建 設 企 画 課
・測量の終了(10件)		//
・豊川水系河川整備方針の閲覧		河 川 課
・鈴田川水系河川整備計画の閲覧		//

## 告 示

### 長崎県告示第285号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

- 1 調達する物品の種類  
 調達する物品の種類は、次のとおりとする。  
 令和8年度長崎県公用車リース(管財課)
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
  - (4) 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
  - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期  
この告示の日から令和8年5月7日までとする。
  - (2) 申請書の入手方法  
申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
  - (3) 申請書の提出方法  
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
    - ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
      - (ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
      - (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
    - イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
      - (ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書
      - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
      - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
    - ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
    - エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
    - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
    - カ 印鑑届（様式第2号）
    - キ 口座振替申込書（様式第3号）
    - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
    - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
    - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
    - サ その他知事が必要と認める書類
  - (4) 申請書等の作成に用いる言語  
ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。  
イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
  - (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先  
〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3番1号  
〔名称〕長崎県出納局物品管理室  
〔電話〕095-895-2881  
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知する。
  - 5 指名停止に関する報告  
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。
  - 6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎

県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

#### 7 資格の有効期間及び更新手続

##### (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和10年9月30日までとする。

##### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和10年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

#### 8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

##### (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 長崎県告示第286号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

#### 1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

仮想端末基盤の賃貸借及び保守

#### 2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

#### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

##### (1) 申請の時期

この告示の日から令和8年5月1日までとする。

##### (2) 申請書の入手方法

申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

##### (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

- (ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書
  - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
  - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
  - ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
  - エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
  - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
  - カ 印鑑届（様式第2号）
  - キ 口座振替申込書（様式第3号）
  - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
  - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
  - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
  - サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3番1号
  - 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
  - 〔電話〕095-895-2881
  - 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知する。
- 5 指名停止に関する報告  
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和10年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和10年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又

は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 長崎県告示第287号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

1 調達する特定役務の種類

調達する業務名は、次のとおりとする。

農林技術開発センターネットワーク構築業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 県税又は消費税を滞納している者
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期  
この告示の日から令和8年5月1日までとする。
- (2) 申請書の入手方法  
申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。また、長崎県総務部スマート県庁推進課ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法  
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
  - ア 法人にあつては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
  - イ 個人にあつては、次の(ア)及び(イ)
    - (ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書
    - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
  - ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
  - エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
  - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
  - カ 誓約書（様式第1-1号）
  - キ 委任状（様式第1-2号）
  - ク 見積参加申請書（様式第1-3号）
  - ケ 印鑑届（様式第2号）
  - コ 口座振替申込書（様式第3号）
- (4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先  
〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3番1号  
〔名称〕長崎県総務部スマート県庁推進課  
〔電話〕095-895-2235  
〔長崎県総務部スマート県庁推進課ホームページアドレス〕  
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/johoka-it/kencho-denshi/system-nyusatsu/>
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告  
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第8号）を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成25年長崎県告示第325号）に定める様式とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続  
(1) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和10年9月30日までとする。  
(2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和10年7月に実施する「情報システム開発等の競争入札参加資格審査申請（定期）」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等  
(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。  
(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。  
(3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

#### 長崎県告示第288号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の支出事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

- 1 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日  
令和8年4月1日

- 2 指定公金事務取扱者の所在地及び名称  
大韓民国江原道原州市革新路50  
大韓赤十字社 事務総長 朴 鍾述
- 3 委託事務  
在外被爆者支援事業実施要綱の規定に基づく保健医療助成費の支給事務
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 公 告

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量  
令和8年度長崎県公用車リース（管財課） 1台
  - (2) 借入物品の特質等  
仕様書のとおり。
  - (3) 契約期間  
令和8年8月20日から令和15年8月19日まで
  - (4) 納入場所及び条件  
仕様書のとおり。
  - (5) 入札の方法
    - ア 前記(1)の物品を一括して入札に付する。入札書に記載する金額は、契約期間の総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - イ 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。
    - ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。
  - (6) 契約方法  
電子契約又は書面契約（選択方式）
- 2 入札参加資格
  - (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
  - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る資格を得ていること。
  - (4) この公告の日から11の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から11の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

(提出期限) 令和8年5月7日17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県総務部管財課

(電話) 095-895-2181

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和8年5月14日までの間(県の休日を除く。)

(場所) 4の部局等とする。

なお、県のホームページから入手することもできる。

7 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 4の部局等とする。

(提出期限) 令和8年5月14日17時00分

8 一般競争入札参加申請書(様式第1号)の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

(提出場所) 4の部局等とする。

(提出期限) 令和8年5月28日17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(提出場所) 4の部局等とする。

(受領期限) 令和8年5月28日17時00分(必着)

(提出方法) 郵便(一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る方法により受領期限までに必着のこと。)で行う。悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

11 開札の場所及び日時

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(日時) 令和8年5月29日11時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了

の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

- 13 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出  
再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 14 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(13)から(17)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき（同等品承認のなされなかったもので、入札をしたときを含む。）。
  - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
  - (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
  - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
  - (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
  - (12) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
  - (13) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
  - (14) 代理人が入札したとき。
  - (15) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
  - (16) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
  - (17) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。
  - (18) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
  - (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 15 落札者の決定方法
  - (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
  - (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
  - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 16 その他
  - (1) 契約書の作成を要する。
  - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
  - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 17 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:

Contract to lease 1 vehicles

- (2) Lease period:  
August 20, 2026 through August 19, 2033
- (3) Delivery place:  
Please see attached information
- (4) Time-limit for tender:  
5:00 pm. May 28, 2026
- (5) Date and time for the opening of tender:  
11:00 am. May 29, 2026
- (6) Point of contact:  
Property Administration Division,  
General Affairs Department,  
Nagasaki Prefectural Government,  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,  
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN  
TEL 095-895-2181

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

#### 1 一般競争入札に付する事項

仮想端末基盤の賃貸借及び保守

- (1) 借入物品及び数量  
要求仕様書のとおり
- (2) 借入物品の特質等  
要求仕様書のとおり
- (3) 借入期間  
令和9年3月1日から令和14年2月28日まで（60月）
- (4) 納入場所及び条件  
要求仕様書のとおり
- (5) 入札の方法

ア 前記(1)の物品を一括して入札に付する。入札書に記載する金額は、借入期間の総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

- (6) 契約方法  
電子契約又は書面契約（選択方式）

#### 2 入札参加資格

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用しないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時

期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入りに係る資格を得ていること。

- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

### 3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、要求仕様書に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、令和8年5月15日17時00分までに5の部局等に提出しなければならない。また、5の部局等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局等において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

### 4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

（提出期限）令和8年5月1日17時00分

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課

（電話）095-895-2233

### 6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

### 7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和8年5月15日までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局等とする。

なお、県のホームページから入手することもできる。

### 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

（提出場所）5の部局等とする。

（受領期限）令和8年5月29日17時00分（必着）

（提出方法）郵便（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る方法により受領期限までに必着のこと。）で行う。悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

### 10 開札の場所及び日時

（場所）長崎県庁行政棟1階入札室

（日時）令和8年6月1日13時30分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。

### 11 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

免除する。

#### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場

合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(13)から(17)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき（機能証明書を出していない者又は機能証明書を提出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む。）。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。また、再度の入札において入札者（代理人を含む。）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (13) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (14) 代理人が入札したとき。
- (15) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (16) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (17) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。
- (18) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:  
Contract for lease and maintenance of desktop virtual terminal infrastructure.
- (2) Lease period:  
March 1, 2027 through February 28, 2032
- (3) Delivery place:  
As in the tender documentation
- (4) Time-limit for tender by registered Mail:  
5:00 pm. May 29, 2026
- (5) Date and time for the opening of tender:  
1:30 pm. June 1, 2026
- (6) Point of contact:  
Information Technology Division,  
Smart Prefecture Development Division,  
Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,  
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN  
TEL 095-895-2233

**一般競争入札の実施（公告）**

情報システム開発等の契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名  
農林技術開発センターネットワーク構築業務委託
- (2) 業務の仕様等  
要求仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和9年3月30日まで
- (4) 履行場所  
長崎県総務部スマート県庁推進課及び農林技術開発センター新庁舎
- (5) 入札の方法  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
イ 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。  
ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

## 2 入札参加資格

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者で

ないこと。

- (3) 情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成25年長崎県告示第325号）に基づき、ネットワーク関連に係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

### 3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、要求仕様書に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、令和8年5月15日17時00分までに5の部局等に提出しなければならない。また、5の部局等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局等において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

### 4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課

（電話）095-895-2235

（提出期限）令和8年5月1日17時00分

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課

（電話）095-895-2233

### 6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

### 7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和8年5月15日までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局等とする。

なお、県のホームページから入手することもできる。

### 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

（提出場所）5の部局等とする。

（受領期限）令和8年5月29日17時00分（必着）

（提出方法）郵便（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る方法により受領期限までに必着のこと。）で行う。悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

### 10 開札の場所及び日時

（場所）長崎県庁行政棟1階入札室

（日時）令和8年6月1日14時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。

### 11 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出す

る場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(13)から(17)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき（機能証明書を提出していない者又は機能証明書を提出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む。）。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。また、再度の入札において入札者（代理人を含む。）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (13) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (14) 代理人が入札したとき。
- (15) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (16) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (17) 内封筒に、入札件名の記載がないとき。
- (18) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲

内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be required:  
Outsourcing of Agriculture & Forestry Technical Development Center Network Construction Services.
- (2) Fulfillment period:  
From the date when contract is concluded through March 30, 2027
- (3) Fulfillment place:  
As in the tender documentation
- (4) Time-limit for tender by registered Mail:  
5:00 pm. May 29, 2026
- (5) Date and time for the opening of tender:  
2:00 pm. June 1, 2026
- (6) Point of contact:  
Information Technology Division,  
Smart Prefecture Development Division,  
Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,  
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN  
TEL 095-895-2233

#### 土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和8年3月19日総会議決）を認可した。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

土地改良区名 御厨土地改良区  
認可年月日 令和8年4月9日

#### 土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和8年3月16日総会議決）を認可した。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

土地改良区名 志佐川土地改良区  
認可年月日 令和8年4月9日

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和8年3月18日総会議決）を認可した。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

土地改良区名 調川土地改良区  
認可年月日 令和8年4月9日

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和8年3月17日総会議決）を認可した。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

土地改良区名 竜尾川土地改良区  
認可年月日 令和8年4月9日

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県五島振興局上五島支所長から公共測量（3級基準点測量、UAVレーザ測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南松浦郡新上五島町荒川郷	令和8年4月16日から 令和9年2月26日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南松浦郡新上五島町桐古里郷	令和8年4月20日から 令和8年10月2日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県壱岐振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
壱岐市勝本町	令和8年4月20日から

令和8年6月23日まで

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県島原振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
雲仙市愛野町、吾妻町	令和7年12月23日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市西海町	令和8年3月19日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、佐々町長から公共測量（空中写真撮影）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
北松浦郡佐々町（全域）	令和8年3月25日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、西海市長から公共測量（空中写真撮影）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市（全域）	令和8年3月25日

**測定の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、佐々町長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
北松浦郡佐々町内の一部（江里免、神田免、野寄免、平野免、口石免、市場免、沖田免）	令和8年3月27日

**測定の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、柳新田土地改良区理事長から公共測量（確定測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
諫早市小長井町柳新田地区	令和8年3月19日

**測定の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、大村市長から公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
大村市全域	令和8年3月31日

**測定の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、佐世保市長から公共測量（空中写真撮影）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐世保市（市街化区域）	令和8年3月27日

**測定の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、佐世保市長

から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐世保市の一部	令和8年3月17日

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、新上五島町長から公共測量（総合計画）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
南松浦郡新上五島町全域	令和8年3月31日

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二二二  
二二四

**豊川水系河川整備基本方針の閲覧（公告）**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、豊川水系河川整備基本方針を策定したので、同条第5項の規定により、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

- 1 閲覧の期間  
この公告の日から起算して1か月
- 2 閲覧の場所  
土木部河川課、対馬振興局建設部河港課

印刷所

**鈴田川水系河川整備計画の閲覧（公告）**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、鈴田川水系河川整備計画を策定したので、同条第6項の規定により、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和8年4月17日

長崎県知事 平田 研

- 1 閲覧の期間  
この公告の日から起算して1か月
- 2 閲覧の場所  
土木部河川課、県央振興局建設部河港課

長崎県  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
クイック  
プリン  
ト